

青森県報

第八百四十七号

令和六年
十二月二日
(月曜日)

目次

- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(障 祉が 課い) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……一
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(行政経営課) ……二
- 右 同……………(同) ……二
- 右 同……………(警 察 本 部) ……三
- 右 同……………(会 計 課) ……三

告 示

青森県告示第六百二十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和六年十二月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービス事業所	廃止年月日
名称 ソーシャルインクルー株式会社 主たる事務所の所在地 東京都品川区南大井六丁目二五之三	共同生活援助 ソーシャルインクルーホーム弘前高屋	弘前市大字高屋三〇〇 本宮三三八八の二	令和六・二・三〇
名称 ソーシャルインクルー株式会社 主たる事務所の所在地 東京都品川区南大井六丁目二五之三	短期入所 短期入所弘前高屋	弘前市大字高屋二〇〇 本宮三三八八の二	〃

青森県告示第六百二十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和六年十二月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指定年月日
名称 社会福祉法人あーるど 主たる事務所の所在地 五所川原市大字稲実字稲葉三八の一三	短期入所 グループホームえん	五所川原市大字漆川字鍋懸一四八の二	令和六・三・一
名称 ソーシャルインクルー株式会社 主たる事務所の所在地 東京都品川区南大井六丁目二五之三	共同生活援助 ソーシャルインクルーホーム弘前高屋	弘前市大字高屋二〇〇 本宮三三八八の二	〃
名称 ソーシャルインクルー株式会社 主たる事務所の所在地 東京都品川区南大井六丁目二五之三	短期入所 短期入所	弘前市大字高屋二〇〇 本宮三三八八の二	〃

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年十二月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 物品等の名称及び数量
青森県行政情報ネットワーク（本庁舎）機器等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部行政経営課
青森市新町二丁目四の三〇
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和六年十月四日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社
東京都港区港南二丁目一五の三
- 六 契約金額
七百七十九万円
- 七 随意契約の理由
（本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和七年二月一日から令和十二年一月三十一日までである。前記契約金額は、契約初年度における契約金額であり、二か月相当分である。）
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一

項第一号

八 契約の相手方を決定した手続
企画競争を実施し、最優秀提案者として選定した者を契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年十二月二日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 特定役務の名称及び数量
青森県行政情報ネットワーク（本庁舎）再構築業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県総務部行政経営課
青森市新町二丁目四の三〇
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和六年十月四日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社
東京都港区港南二丁目一五の三
- 六 契約金額
五千九百五十二万円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号
- 八 契約の相手方を決定した手続

企画競争を実施し、最優秀提案者として選定した者を契約の相手方としたものである。

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第337号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和六年十二月二日

青森県警察本部長 小野寺 健 一

- 一 物品等の名称及び数量
共通基盤連携用試験サーバ貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県警察本部警務部会計課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和六年十一月十五日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社青森電子計算センター
青森市大字三内字丸山三九三の二七〇
- 六 契約金額
八十八万五千五百円
- 七 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第16号）第百六十七条の二第一項第八号の規定により随意契約によることとした。
- 八 契約の相手方を決定した手続
賃貸借機器等に要求する仕様が満たされしていると判断した申請書を提出した者を参加者として入札を行ったが、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有

効な入札を行った者がなく、再度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積りを行った者と随意契約により契約を締結したものである。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭